

道州制ワークショップ「道州制でどうなるの？」

グループ3 農水・建設分野

《都市計画を考える》

- ・都市計画は、土地利用、都市施設、市街地開発事業の3種類に大別。
- ・都市計画は、一体の都市を単位として定めるものであり、道州制導入による規模のメリットは働きのにくい。
- ・都市計画は、広域化によるメリットより「制度」と「権限」に着目したい。

* 広域化によるメリットがあるのもアルゾ

- 動き回るもの（公害汚染物質・魚・鳥・動物）
- 上下流の連携（林野行政）
- 山の維持管理（管理の一元化）
- 産地の取組み（木材の利用促進）
- 試験研究機関（広域的な研究）

《都市計画の「制度」》

- ・制度としては、例えば用途地域は住居系、商業系、工業系の12種類あるが、本県のような開発需要の高い地域は20種類ぐらいあってもいいし、開発需要のほとんどない地域は12種類も必要でないと思う。
- ・立法権の分割によって、基本法部分は国が定めるとしても、地域の实情に応じて、道州の条例によりある程度制度を変えられるようにすべき。

* 制度が変なやつ他にもアルゾ

- 卸売市場法（時代に合わない）

《都市計画の「権限」》

- ・権限としては、広域的な都市計画は県が定め、それ以外は市町村が定めること（都市計画の二層構造）になっているが、県決定には国土交通大臣（地方整備局長に委任）、市町村決定には知事の同意が必要となる場合がある。
- ・広域的な調整を図る観点から、国や県の関与はある程度必要であるが、現状では必ずしも広域的な調整が必要でないものにまで関与している。
- ・道州制移行にあたり、このような関与は真に必要なものに限定すべき。
- ・県決定の都市計画の中には、必ずしも広域的とは言えないものがあるので、道州制移行にあたり、このような都市計画の決定権限は市町村へ移すべき。
- ・ただし、道州制に移行しても、広域的な視点で判断する必要のある都市計画は道州が定めるべきであり、道州決定と市町村決定という二層構造自体は維持されるものと考える。

- * 市町村へ権限移譲
 - 土地改良事業
 - 小規模市町村の業務代行

市町村への権限移譲は本当に望ましいの？

- ・地方分権の進展により、都市計画に関する権限もどんどん市町村に移っているが、例えば大型商業施設の立地については、市町村間で利害が対立することが多く、広域調整機能としての県の役割が見直されている。
- ・ある市町村で大型商業施設が立地すると、隣接する市町村にまで影響が及ぶことが多いので、権限移譲により市町村だけで立地が可能になると、隣接市町村のまちづくりに関する取組の成果が半減してしまうこともありうる。
- ・小さい行政単位ではエゴ優先で統一が取れない。(迷惑だけど、必要な施設：大規模小売店、ゴミ処理施設、空港、e t c)

《道州内分権》

- ・仮に道州の本庁が名古屋に置かれた場合、道州決定の都市計画を本庁で決めるとなると、高山や熊野の都市計画まで名古屋で決めなければならず、あまりにも現場から離れすぎている。
- ・そこで、都市計画決定事務は道州の地方機関で行うこととして、条例の制定や全体的な方針の決定などのいわゆる企画立案機能のみ道州本庁が有することとして、道州内分権を進めるべき。

- * 「公」の担い手として、地域コミュニティーに注目
 - 地域コミュニティーの創出 (IT 進展等による在宅勤務率の上昇)

《総括》

- ・結局のところ、道州制に移行しても、「都市計画の二層構造」と「広域調整の観点による国や道州の関与」については、現状とあまり変わらないかもしれない。(それぞれの役割があるとも言えるゾ)
- ・補完性の原理で言えば、住民に身近な市町村が原則的に都市計画を定めることが望ましいことになるが、市町村間の利害対立は補完性の原理では解決できない。(どこのレベルが担う役割かを、しっかり決めなくては)
- ・住民にとっては、道州か市町村かという議論は、あまり関心がないことか？(如何にアピールしていくか。そもそも日本人は、政治行政に関心をもたない。自分たちの金なのになあ。)

- * まだまだアルゾ

- ・「決定」と「実施」の分離。
- ・自治体間紛争は、基本的に当事者間で調整。
- ・国、州と市町村間の補助金はなくすべき。
- ・すべて契約行為に。(対等な関係)
- ・財政調整のための自治体間の調整交付金は必要。